

軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除の特例措置は、平成21年度税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に改められた際に、平成24年3月末まで3年間の期限が設けられて以降、5回にわたり延長されてきたところであり、令和9年3月末で適用期限を迎えることとなっている。

この課税免除の特例措置は、本県の農林畜水産業、船舶を使用する事業、セメント・砕石等の建設資材事業など県内の幅広い産業の収益向上、ひいては関係事業者の経営安定に大きく寄与してきた。

本県では、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨からの復旧・復興に県民一丸となって取り組んでいる中、長引く物価高騰や燃料油価格の高止まり、人手不足等により、地域経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。特に農林畜水産業やセメント・砕石等の建設資材事業、とび・土工工事業等の軽油を大量に使用する事業者においては、燃料コストの上昇が経営を圧迫している。令和8年4月には軽油引取税の当分の間税率（暫定税率）が廃止されたものの、中東情勢に伴う原油価格高騰により依然として厳しい経営環境が続いている。

さらに、7月28日に発生した令和8年熊本地震によって、県内に甚大な被害が生じている中、軽油引取税の課税免除の特例措置が終了することとなれば、課税免除対象事業者の負担はさらに増大し、地域産業の維持・発展及び被災地域の復旧・復興に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、地域経済を支える産業の衰退を招くことがないように、令和9年3月末をもって適用期限を迎える軽油引取税の課税免除の特例措置について、令和9年4月1日以降も継続していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月8日

熊本県議会議長 内 野 幸 喜

衆議院議長	森 英 介 様
参議院議長	関 口 昌 一 様
内閣総理大臣	高 市 早 苗 様
総務大臣	林 芳 正 様
財務大臣	片 山 さつき 様
農林水産大臣	鈴 木 憲 和 様
経済産業大臣	赤 澤 亮 正 様
国土交通大臣	金 子 恭 之 様